

千早赤阪村教育委員会と四天王寺大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 千早赤阪村教育委員会(以下「村教委」という)と四天王寺大学とは、相互に連携協力し、教職員の資質の向上及び教員養成の充実を図るとともに、教育上の諸課題等に適切に対応することにより、千早赤阪村の教育及び四天王寺大学における教育・研究の充実、発展に資する。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携協力は、村教委と四天王寺大学の間で実施する。

2 連携協力する事項の実施細目について、村教委と四天王寺大学で別途協議するものとする。

(内容)

第3条 村教委と四天王寺大学が連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 教職員の資質能力の向上のための研修を実施・支援すること
- (2) 将来の教育を担う教員の養成を推進すること
特に、インターンシップ・スクールサポーター・教育実習等を協働で推進すること
- (3) 学生・教員等による学校教育活動への支援を推進すること
- (4) 四天王寺大学による小・中学生等を対象とした多様な学習機会を提供すること
- (5) 教育・研究等における諸課題に対応した調査・研究及び評価を実施すること
- (6) その他、双方が必要と認める事項

(方法)

第4条 村教委と四天王寺大学が連携協力するに当たっては、教職員の派遣及び受入れ、施設設備等の利用について、業務に支障のない限りにおいて、互いに便宜を供するものとする。

(経費)

第5条 村教委と四天王寺大学が連携協力を行う事業の実施に要する経費は、当該事業ごとに両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の30日前までに、村教委と四天王寺大学のいずれかからも申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他については、村教委と四天王寺大学が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合、村教委と四天王寺大学は協議してその解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、村教委と四天王寺大学が各1通を所持する。

令和4年9月26日

千早赤阪村教育委員会
教育長

栗山 和之



四天王寺大学
学長

須原 祥二

